

第7回（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン
策定会議・庁内策定部会合同会議
次第

日 時：平成24年1月26日（木）
午前10時～

場 所：白井市役所4階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

1. 今後の策定スケジュールについて
2. （仮称）市民参加・協働のまちづくりプランで目指す姿について
3. プランの構成とプランの展開について
4. その他

4 閉 会

資料1

(仮称) 市民参加・協働のまちづくりプラン
(たたき台)

目次

第1章 プラン策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～	
1. 策定の背景	1
(1) 市民ニーズ(要望)の多様化・高度化	1
(2) 安全・安心への関心の高まり	1
(3) 高齢化の進展と財政	2
(4) 市民による公共サービスの担い手と市民自治	3
第2章 プランの基本方針	
1. 白井市における市民参加・協働のあゆみ	5
(1) 市民参加条例制定に向けた取り組み	5
(2) 市民参加の条例制定後の取り組み	6
2. 策定の目的と位置付け	7
3. 計画期間と見直し	8
4. プランの構成	9
第3章 白井市の市民参加・協働の現状と課題	
1. 市民の市民参加・協働の現状	10
(1) 市民の意識	10
(2) 市民の取り組み	11
2. 白井市の市民参加・協働の現状と課題	14
(1) 行政への市民参加を高める取り組み	15
(2) 地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み	17
(3) 協働のしくみへの市民参加を高める取り組み	21

第4章 プランの策定と白井市の目指す姿	
1. 白井市が市民参加・協働で目指す姿	23
2. 白井市が目指す市民参加・協働とは	25
(1) 市民参加・協働の定義	25
(2) 協働の領域	26
(3) 市民参加・協働に適した分野や事業とは	29
(4) 市民参加・協働の手法	30
3. 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割	33
(1) 市の役割	33
(2) 市職員の役割	33
(3) 市民の役割	33
(4) 地域コミュニティの役割	33
(5) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO）の役割	34
(6) 事業者の役割	34
第5章 プランの構成とプランの展開	
1. 施策体系と推進方針	35
2. 総合計画後期基本計画における市民参加・協働の位置付け	
3. 白井市第4次総合計画後期基本計画第一次実施計画における 市民参加・協働の概要	
第6章 市民参加・協働をより広げるために	
*時系列を意識して分類	
第7章	

第1章 プラン策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～

平成12(2000)年に、地方分権一括法が施行されたことにより、自治体は、自らの責任と判断のもと、地域や住民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方分権を進めるためには、自治体としての政策能力の向上はもとより、市民一人ひとりが主体的、自律的に物事を考え、決定し、行動する市民自治をどれだけ確立し、発展させていくのかが重要となっています。

1. 策定の背景

(1) 市民ニーズ(要望)の多様化・高度化

成熟化社会を迎え、市民のライフスタイル(生活様式)や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、十分に市民のニーズ(要望)に対応できなくなってきました。

また、核家族化や共働き世帯の増加などの要因により、子育てや介護における行政サービスの需要が拡大しています。

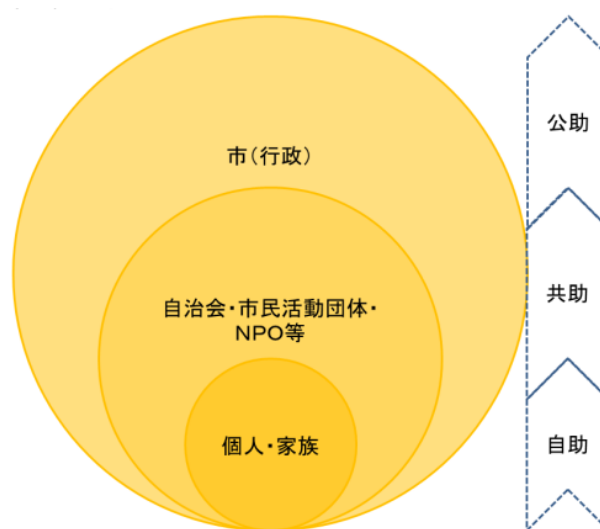
(2) 安全・安心への関心の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命が失われました。災害から自分の身や大切な家族、近隣の人たちを守るためには、住民一人ひとりが自らの身を守る「自助」や地域で助け合う「共助」が欠かせません。

東日本大震災や阪神・淡路大震災により、自主的な防災意識や自治会・地域の役割の重要性が再認識されています。

また、近年の犯罪の増加傾向に伴い、市民の安心な暮らしに対する要求も高まっています。

これからは、自治会や市民団体などと連携協力して防犯体制を構築する必要があります。



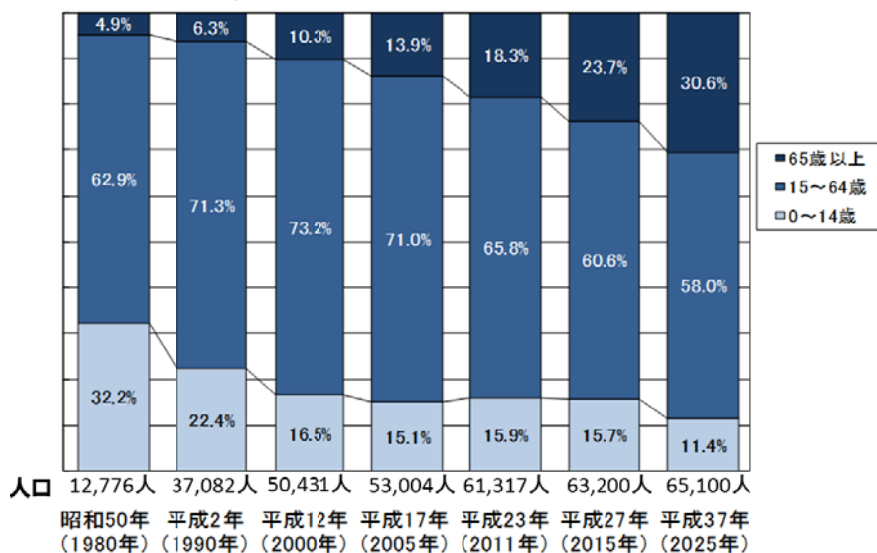
(3) 高齢化等の進展と財政

白井市における人口は、ニュータウンの開発により年々増加しておりますが、特に近年は富士地区や西白井地区などの住宅開発により、平成17年から平成22年までの5年間に於ける人口増加率は18.1%と全国で4番の高水準であり、子育て世代を中心に急速に人口が増加しています。

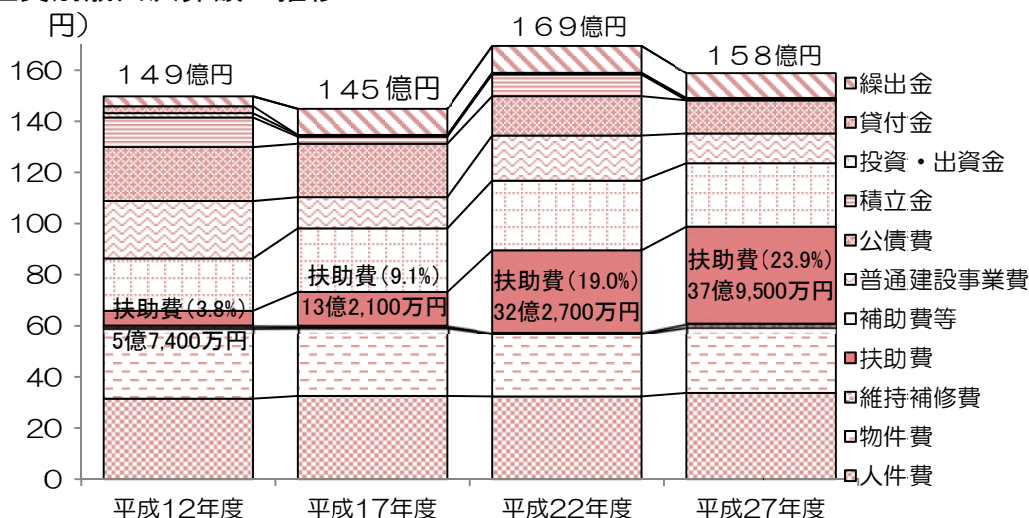
その一方で、30年前に転入した千葉ニュータウン開発初期の入居者の中心年齢層が退職を迎えることから、急速な高齢化の進展とともに、税収について減少が見込まれます。

このような中、高齢者の増加に伴い、医療費などの扶助費の増加をはじめ、子どもの増加に伴う子育て支援や学校教育の充実のためなどの財政負担が高まることが予想され、今後ますます行政運営が難しくなってきます。

年齢3区分別人口構成割合の推移



性質別歳出決算額の推移



(4) 市民による公共サービスの担い手と市民自治

阪神・淡路大震災を契機に地域活動やボランティア・市民活動などの参加意識が高まり、これらの取り組みを通じて、市民一人ひとりに「自分達のまちのことは、自分達で決める」という市民自治のまちづくりの意識が芽生えつつあります。

特に東日本大震災では、自治会などの地域団体や市民活動団体（ボランティア・NPO）が避難所の運営や復興まちづくり計画などで果たした役割は非常に大きなものでした。

地方分権が進む中で、従来のように行政が単独で公共サービスを担うのではなく、自治会をはじめNPOやボランティア団体などの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体が、公共サービスの担い手として期待されています。

また、これらのまちづくりの主体と行政がそれぞれの特性を活かした適切な役割分担によって連携し、公共サービスを支えていくためのしくみづくりが必要です。

扉絵

第2章 プランの基本方針

白井市は、市民参加・協働について、これまでも「まちづくり条例」や「市民参加条例」などのルールや推進組織づくりを行うとともに、「第4次総合計画」(平成18年～27年度)の10年間において、市民参加・協働の視点により各種の施策や事業を推進しています。

今後も更なる市民参加・協働を推進するための取り組みと環境づくりが求められていることから、(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランを策定し、計画的に市民参加・協働を推進します。

1. 白井市における市民参加・協働のあゆみ

(1) 市民参加条例制定に向けた取り組み(平成9年～平成16年)

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成8年 | 4月 | 「白井町第3次総合計画」において住民参加を規定 |
| 平成10年 | 3月 | 「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」を市民参加で策定 |
| 平成11年 | 4月 | 「都市マスタープラン」を市民参加で策定 |
| | 10月 | 行政運営の透明性を高めるため「情報公開条例」施行 |
| | 11月 | 「連携・協働のまちづくり」を広報しろいにて表明 |
| 平成12年 | 9月 | 連携・協働型の市政を検討するための審議会として、「白井町住民参加検討懇話会」を設置 |
| 平成13年 | 3月 | 白井町住民参加検討懇話会が、町長に提言書を提出
「連携・協働型市政への道～よりよき住民参加のために～」 |
| | 3月 | 「環境基本計画」を市民参加で策定 |
| | 4月 | 「第3次総合計画後期基本計画」を市民参加で策定
市の将来像を「住民参加で快適な健康文化都市」に |
| 平成15年 | 6月 | 市民参加の基本的な考え方、基本ルールを定めた「住民参加指針」を策定 |
| | 8月 | 市民参加を更に推進するための組織として、公募市民41人による市民会議「白井市100人会議」設置 |
| | 11月 | 市民活動と市民活動推進センター情報を市民に伝えるため「市民活動情報紙フロンティア」を発行 |
| | 12月 | 市民活動の推進拠点として「市民活動推進センター」設置 |
| 平成16年 | 3月 | 市民参加のルールによるまちづくりを推進するため、「白井市まちづくり条例」を千葉県内で初めて制定 |
| | 4月 | 市として横断的に市民参加を推進するため「市民参加推進課」設置 |

平成16年 6月 行政への市民参加の考え方、市民参加の方法、評価、推進体制などを規定した「白井市市民参加条例」を千葉県内で初めて制定し、同月施行

(2) 市民参加条例制定後の取り組み（平成16年～平成23年）

平成16年10月 「白井市まちづくり条例」施行

11月 市民参加条例に基づき、市民参加の実施状況の評価と市民参加の拡充のために「市民参加推進会議」を設置

平成17年 1月 市民の企画による市民参加の取り組みを推進する「市民まちづくりフォーラム」の開催

6月 充実した生活の実現と市民参加によるまちづくりを推進するため健康生活学部、福寿学部、まちづくり学部の3学部からなる「市民大学校」を開設

平成18年 4月 「白井市第4次総合計画」において、「市民参加・協働」を計画推進の柱として位置付け

平成19年 4月 公益活動を行う市民団体を支援し、市民と行政との協働を推進するため「市民団体活動支援補助金」交付要綱を制定

7月 市民活動の報告と市民PRを兼ねて、第1回「市民活動まつり」を開催。（以後、毎年開催）

平成20年 4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付

5月 「第2期市民参加推進会議」を設置

平成21年 4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付

平成22年 3月 市民参加の項目を作成し、委員の募集、会議の公開、パブリックコメントについて一覧化するため、市ホームページ改訂

4月 市民活動推進センターの機能拡充を図るため、市民活動推進センターを登録団体で構成される市民活動推進センター運営協議会に委託
市民団体活動支援補助金を5団体に交付

10月 市民団体活動支援補助金交付要綱を一部改正し、新たに「活動立上型」の補助を追加

平成23年 4月 市民協働を推進するため「市民参加推進課」を「市民活動支援課」に組織改編

4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付

7月 「第3期市民参加推進会議」を設置
市民活動の推進及び市民等と市との協働を進めるため「市民活動推進委員会」を設置
「市民参加・協働のまちづくりプラン」策定開始

2. 策定の目的と位置付け

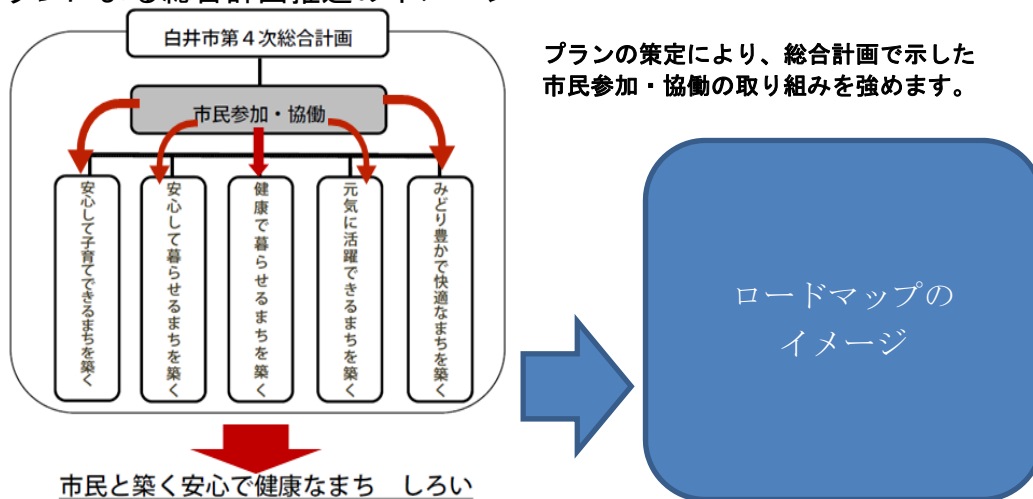
白井市では、市の将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するため、平成18年度から平成27年度までの10年間の第4次白井市総合計画を策定し、その中間年度である平成23年度から第4次総合計画後期基本計画により様々な施策や事業を展開してします。

この第4次総合計画後期基本計画における具体的な事業を「市民参加・協働」の視点で明らかにし、推進していくため(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランを策定するとともに、市民参加・協働の「道しるべ(ロードマップ)」と位置付けます。

市民による市政への参加の最も大きな方法として、選挙による参加があり、市民参加・協働の取り組みにおける議会が果たすべき役割は、ますます大きく、そして重要となっています。

今回の(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランでは、行政が今後5年間にわたって実施する第4次総合計画後期基本計画を推進することを大きな目的として策定しましたので、市民が行政に参加すること、行政と協働することに着目して検証をしています。

プランによる総合計画推進のイメージ



3. 計画期間と見直し

第4次総合計画は、平成18年(2006)年度を初年度とし平成27(2015)年度を目標年度とする10ヵ年度計画です。

このプランの計画期間は、第4次総合計画後期基本計画と整合性を図り、平成24年(2012年)度から平成27年(2015年)度までを実施の目途とします。

プラン中の後期基本計画第1次実施計画上の事業については、第2次実施計画の初年度にあたる平成26年(2014年)を目途に見直します。

また、プラン全体の見直しについては、次期総合計画に併せて見直しをします。

4. プランの構成

(仮称) 市民参加・協働のまちづくりプランの4つの柱

① 現状と課題

*市民参加・協働を計画的に実施し、更に市民参加・協働を進めるため、白井市における市民参加・協働の現状と課題を明らかにします。

② 理解と推進

*市民参加・協働について、市民と行政が共通理解を深め、お互いに異なる立場や役割を認識することで、市民参加・協働を進めます。

③ 実効性（具体的施策）

*第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画（平成23年度から平成25年度まで）の全ての事業を市民参加・協働の視点で洗い出し、明らかにすることで、計画の実効性を図ります。

④ 推進体制

*事業を実施する際に、市民が市民参加・協働の視点から事業に関与できるしくみとともに、市民が市民同士で連携できるしくみをつくり推進します。

また、このプランを推進するための庁内組織や、自治会、市民活動団体、事業者などからなる推進体制を築いて推進します。



第3章 白井市の市民参加・協働の現状と課題

白井市の市民参加・協働の現状と課題について次の通り整理しました。

1. 市民の市民参加・協働の現状

(1) 市民の意識

平成20年に実施した「健康に関するアンケート」、平成21年に実施した「第12回住民意識調査」、平成22年に実施した「第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査」における市民の市民活動への関心についてのアンケートから、明らかになっていることとして、自治会を中心とした地縁活動とゴミゼロ運動などの活動事業については、活動の参加経験者が非常に多いことがわかります。

しかし、その一方で、過去に活動していたものの、現在活動をしていないという人も、非常に多い傾向にあることも明らかになっています。

白井市内の約8割の自治会では、会長をはじめとする役員の任期が、1年であることから推測されることとして、自治会役員などの任期の間は活動を実施するものの役員を退くと自治会活動自体に積極的に参加しなくなることが考えられます。

また、意識として、市民活動の分野については、非常に大切であるという意識をもつ市民が多い一方で、活動をしている人は、自治会等の地縁団体を除く市民活動については参加自体が総じて非常に少ないことがわかります。

世代ごとの市民活動の参加を見ると、年齢が高齢であるほど市民活動を経験した人が多く、若い人ほど少ないことがわかります。それぞれの市民活動ではシニア層が中心である傾向が表れています。

▼それぞれのアンケートの結果は、参考資料(P●●～)のとおりです。【今回資料では省略】

(2) 市民の取り組み

自治会や地区社会福祉協議会などは、地域での取り組みとして、防災・防犯や地域福祉、住民同士の交流など各種のイベントを実施する一方、災害時要援護者への対応や防犯など広域的な地域課題について対応するため、一部の自治会では、小学校区単位で、自治会長の話し合いを開催しています。

また、市民団体や NPO などは、環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまなテーマで、専門性を活かした市民による公益的な市民活動の取り組みを広げています。

これらの取り組みを通じて、市民の中には、「市民自らが地域の課題を考え主体的に解決していく」という意識が芽生えつつあるとともに、地域におけるまちづくりの必要性が認識されつつあります。

<主な市民の取り組み>

①自治会・町会等（地縁組織）

住み良い地域社会を目指し、市内それぞれで活動しています。

市には、平成 23 年 12 月現在、93 の自治会・町会・区・管理組合が結成されており、その会員世帯数の合計は、15,758 世帯で、自治会に加入している市民の割合（自治会化加入率）は、約 67.8%です。

【主な活動】

- ・生活の場をみんなでよくする活動
- ・交流・ふれあいの場づくり
- ・地域課題の解決に向けた活動
- ・行政との協働への活動 など

データは H24. 4 で統一

千葉県内市町村の自治会加入率と高齢化率一覧

市町村名	自治会加入率	高齢化率
		() 内県内順位 (低い順)
船橋市	76.0%	19.5% (9 位)
我孫子市	74.0%	22.9% (26 位)
柏市	74.0%	23.5% (10 位)
松戸市	73.5%	19.9% (12 位)
習志野市	71.0%	19.2% (8 位)
流山市	71.0%	20.5% (15 位)
鎌ヶ谷市	70.0%	21.3% (18 位)
印西市	69.2%	15.9% (2 位)
白井市	67.8%	17.7% (5 位)
市川市	63.0%	16.9% (3 位)
成田市	59.1%	17.1% (4 位)
浦安市	52.0%	11.9% (1 位)

平成 23 年 4 月現在

活動写真

②自治会長連絡協議会

地域の課題解決に向けて、第三小学校区、市水口小学校区、南山・池の上小学校区、桜台小学校区などの一部の自治会では、地域における自治会長の連絡協議会を設置し、地域の情報を共有し、連携して、地域活動に取り組んでいます。

【主な活動】

夏祭り、防災・防犯、清掃活動など



活動写真

③地区社会福祉協議会

少子高齢化等さまざまな福祉ニーズに応えるため、市内7地区に分けて、地域の実情にあった地域福祉を推進しています。

【主な活動】

ふれあい食事会、
いきいきサロン
子育て支援など。



活動写真

④PTA・子ども会活動

市内の小中学校それぞれのPTA活動は、学校活動以外にも、地域の防犯活動や市や様々な団体と連携して子ども事業に取り組んでいます。

子ども会は、地域の子どもの健全育成を推進しています。

【主な活動】

防犯、環境美化、子どもの見守りなど。



活動写真

⑤市民活動団体

市民の自発性・自立性に基づいて、広く社会一般の利益を目的とした（公益的）活動を継続的に行っている団体で、平成23年12月現在、市民活動推進センターに54団体が登録しています。

【主な活動】

福祉、まちづくり、環境、国際協力など。



活動写真



活動写真

⑥市民個人

○市民が個人的に行うボランティア活動

【主な活動】防犯活動や福祉活動、清掃・美化活動など。

○市等が委嘱し、市民が市等へ事業協力を行い、社会貢献活動を実践する活動

【主な活動】民生委員・児童委員、防犯指導員、生活環境指導員、食生活改善推進員、母子保健推進員、など



活動写真



活動写真

2. 白井市の市民参加・協働の現状と課題

市は、平成16年に千葉県内で初めてまちづくり条例と市民参加条例を制定し、情報発信、体制づくり、拠点づくり、ルールづくり、財政支援の5つの方法で市民参加・協働を推進しています。

市の市民参加・協働の現状と課題について、①行政への市民参加、②地域コミュニティへの市民参加、③協働のしくみへの市民参加の3つの観点から、次の通り整理しました。

5つの方法と
3つの視点の
関係イメージ図

(1) 行政への市民参加を高める取り組み

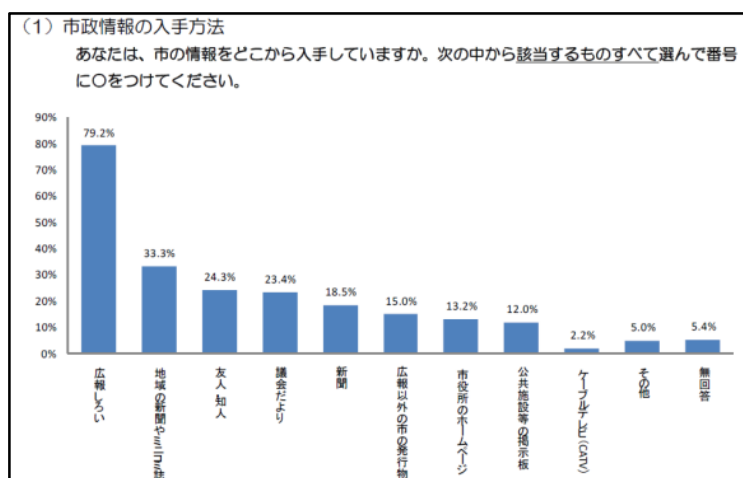
【現状】

- 千葉県内でいち早く、市民主体のまちづくりを推進するために、市は、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、ルールによる行政への市民参加のまちづくりを推進しています。
- 市政の情報発信として、広報しろいを月2回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布するとともに、市ホームページやメールマガジンを通じて、様々な行政情報を迅速に提供しています。
- 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は、市役所1階の情報公開コーナーで公開するとともに、なるほど行政講座(出前講座)により市政情報を提供しています。
- 市長とのミニ懇談会などを通じて、市民や団体と市政運営に関する意見交換を実施しています。
- 市民参加推進会議を設置し、市民の視点で行政への市民参加について実施状況を毎年評価するとともに市民参加の拡充のための検討を行っています。

【問題点】

- まちづくり条例、市民参加条例ともに、その対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い状態です。

- 市民の市の情報の入手先として、広報しろい8割弱、議会だより2割弱、その他市広報物、市ホームページ1割強という状態であり、広報しろい以外の情報提供の方法は、利用者が少ないことから、情報化の推進と併せてホームページの活用と充実が求められます。



出典：第12回住民意識調査

- 市から発信される情報の多くが、お知らせや結果の報告であることから、市民に提供した行政情報が、うまく市民参加に活用されていないということがあります。
- 市の情報の発信が、一元化が図れていないなど指摘されています。
- 働き盛り世代や若年者層の市民参加制度や協働のまちづくりに関する関心や参加状況が少ない状況です。
- 行政に参加する市民が固定化しているとともに、市民活動に参加する市民の割合も低い傾向にあります。

【課題と方向性】

●情報発信を充実させます。

広報しろいやホームページなどの情報発信の内容について、市民が分かりやすくなるための工夫をするとともに、市の情報の管理体制の一元化を進めます。

また、審議会などの会議も原則公開し、審議過程や結果について情報提供を進めます。

●市民参加・協働参加の機会を拡充します。

平成16年に市民参加条例が制定されてから、7年が経過し、市は行政への市民参加に取り組んでいます。今後もより広く市民意見を市政に反映できるよう、計画立案、実施段階、評価段階への市民参加の機会を拡充します。

●市民参加の制度の研究を行います。

市民が、行政や市民・地域活動へ参加しやすくなるように、市民参加制度の充実・改善に向けて先進的な市民参加制度の研究を行います。

●行政活動についての意識の向上を図ります。

市民が、行政参加をする時は、全体の利益を考えながら、参加することが求められています。市は、行政活動について市民が学習する機会をつくります。

●市民と行政の役割分担を明らかにする対話のための環境づくりを拡充します。

市民参加のためには、あらかじめ議論と対話により、お互いの目的を共有し、役割、責任を明確にすることが必要です。お互いが持つ情報について、対話を行うことができる環境の整備を拡充します。

●職員の意識改革と養成を行います。

職員全員に市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会など通じて意識改革を行います。

市と地域をつなぐ協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員の育成を行います。

(2) 地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み

【現状】

- 地区コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどの施設の整備をしています。
- 各小学校区の自治会長などが、それぞれの地域課題について意見交換をすることで、市民間の広域の連携意識を深めるきっかけづくりをしています。
- 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を実施しています。自治会への補助額については、加入世帯1戸あたりにつき850円補助しています。

【問題点】

- 市民と市の職員が情報共有し、意見交換を活発にする機会を増やすことが求められています。
- 地縁団体や市民公益活動団体は、活動について、お互いの情報交換や連携がまだまだ希薄な状態です。
- 地縁団体は自らの地域を自らの活動で住み良い地域社会を構築するための基本的な組織ですが、コミュニティ意識の希薄化や会員等の高齢化などの理由により、それぞれの自治会の会員加入率は、年々減少傾向にあり、地域活動に参加する市民が固定化しつつあります。
- 地域に対しての市の方針が不明瞭で、実効性が少ないため、市と連携して地域で活動するしくみがないことが指摘されています。
- 市が、市民や事業者と市民参加・協働により事業を実施するにあたり、双方ともに役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

【課題と方向性】

●コミュニティ意識の向上を図ります。

市民が、地域コミュニティ意識を高めるために地域について学習する機会の拡充を図ります。

●様々な主体が市民・地域活動に参加できるようにします。

市は、市民参加条例の取り組みにより、市民の行政活動への参加を推進しています。今後は、行政活動への参加に加えて、市民活動やボランティアなどのテーマ型活動とともに、自治会活動、地区社会福協議会の活動などへの参加を積極的に推進します。

●協働のコーディネーターとなる市民を育成します。

市が関与しない市民活動団体同士や市民活動団体と地縁型活動を行う地域コミュニティ団体が参加により連携を行うためには、コーディネート機能を担う中間支援機能を持つ組織や市民が必要です。中間支援機能を持つ組織や市民を育成します。

●地域の課題解決のため自治会を中心としたネットワーク化を図ります。

小学校区などの広域な区域において、自治会を中心とした様々な市民団体が集まることで、情報の共有が図れ、地域の課題解決のきっかけとなります。市は今後とも地域のネットワーク化を推進します。

●事業者が地域コミュニティや市民活動への参加できるきっかけをつくります。

事業者が、地域の一員として地域コミュニティや市民活動団体、行政と交流を深めるためのきっかけづくりを支援します。

●地域型コミュニティの特徴を踏まえた地域のあり方を検討します。

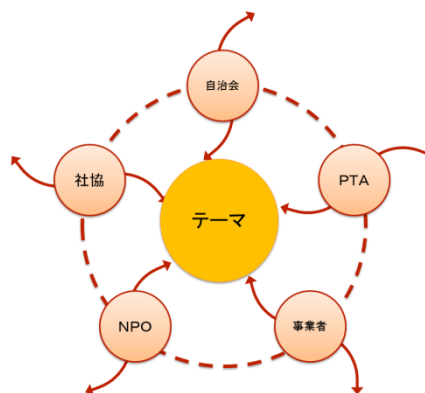
白井市における地域型コミュニティの性格は、大きく分けて①都市型コミュニティ、②農村型コミュニティ、③農村・都市共生型コミュニティと3つあります。この特徴を踏まえ、地域のコミュニティの特性や資源を活かしながら、地域に即した地域づくりを推進します。

①都市型コミュニティ → わかりやすくなるよう見直し

*個人を中心として、地域の課題について、様々な団体が関連のあるときのみつながる地域コミュニティで、白井市においては、ニュータウン地区の地域コミュニティの性格です。

*異なる「個人」を中心としているので、ルールや規定が多いですが、新規の加入は比較的容易です。

*地域の課題でつながるので、課題が活動の中心です。また、課題によって地域のエリアの面積が変動するため、課題における課題のある地域としてのまとまりは非常に強いです、個別の自治会単位など一定の地域でのまとまりは弱い傾向があります。

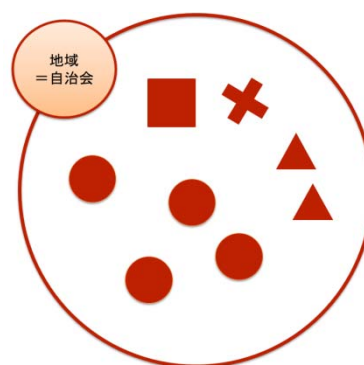


②農村型コミュニティ

*地縁や血縁により、個人がゆるやかにつながった状態で、白井市においては、第一小学校区や第二小学校区の地域コミュニティの性格です。

*地域の年中行事や寺社・神社の祭礼などの行事により、ゆるやかにつながっているため、明確なルールや禁止規定は少ないですが、前例や慣習が踏襲される傾向があるので、自治会への新規加入者の心理的なハードルが高い傾向があります。

*地域全体を統括する視点が大きく、自治会単位を中心として内部に様々な団体（子ども会・消防団）が参加するため、地域としてまとまりがありますが、自治会外部のテーマ型活動との連携が弱い傾向があります。



③農村・都市共生型コミュニティ

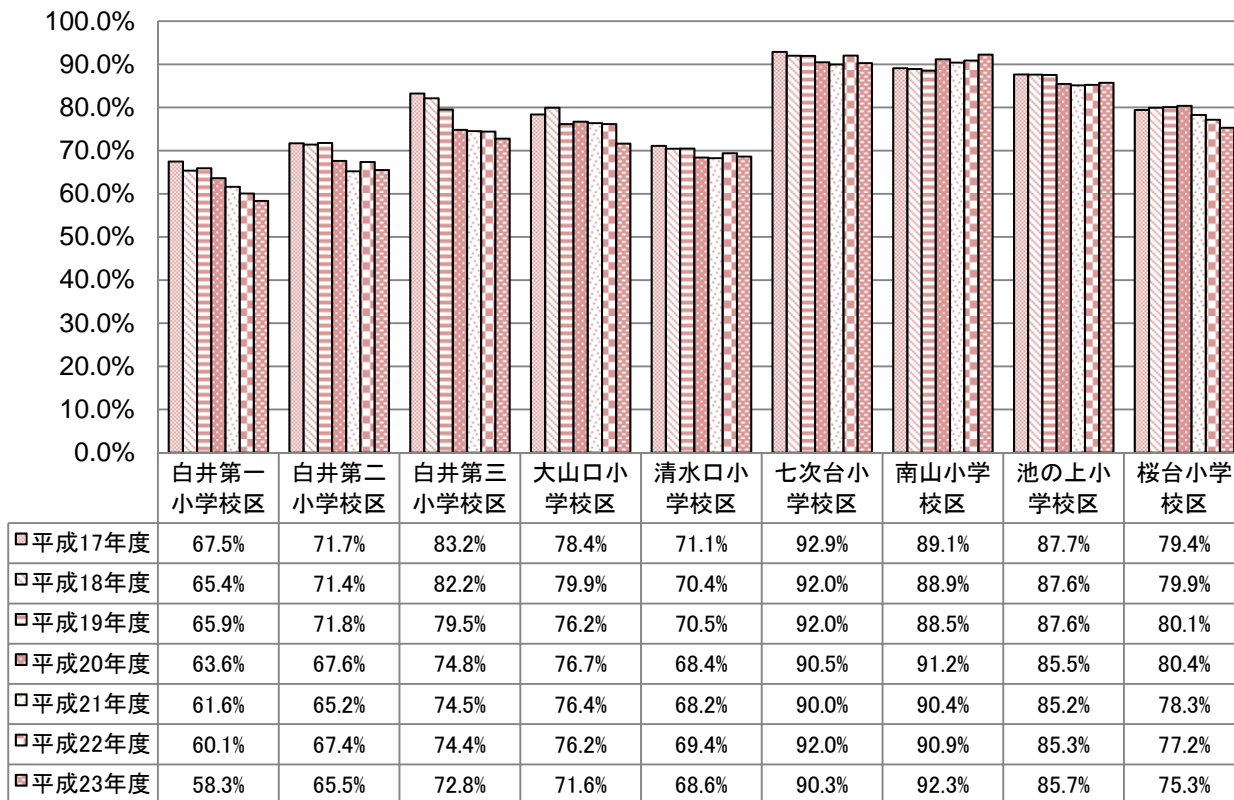
*都市型コミュニティと農村型コミュニティの両方の性格を持ち合わせる地域で、白井市においては、第三小学校区などの地域コミュニティの性格です。

*第三小学校区以外でも、開発に伴い人口の増加により農村型コミュニティに地縁、血縁を持たない自治会員が増加している地域や、初期のニュータウン入居者を中心に地縁化しつつある地域などにおいても見られます。

*地縁型の活動もテーマ型の活動も盛んですが、地域の中にテーマ型活動と地縁型活動の組織が混在しており、それぞれの目的が異なるので、お互いの連携の意識が不足しがちです。

小学校区ごとの自治会加入率の推移

(自治会加入率)

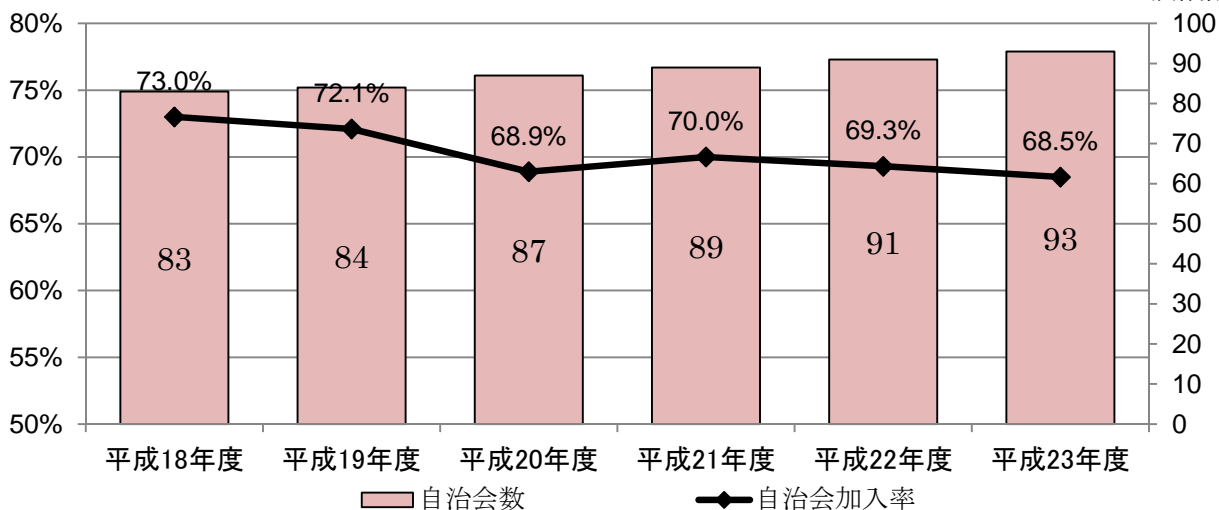


データは H24.4 で統一

白井市の自治会数と加入率の推移

(自治会加入率)

(団体数)



(3) 協働のしくみへの市民参加を高める取り組み

【現状】

- 市民主体のまちづくりを推進するため、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築しています。
- 市民活動団体の拠点施設として、平成15年12月に「市民活動推進センター」を開設しています。
- 第4次総合計画を総合的に進めるため、市民参加・協働を計画推進の柱に位置付け、市全体で市民参加・協働を推進しています。
- 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成16年度に「市民参加推進課」を設置し、平成23年度に、市民との協働を更に進めるため「市民活動支援課」に課名を変更しています。
- 公益活動を行う市民団体を支援するため、平成19年度に財政的な支援制度として「市民団体活動支援補助金」を創設（提案型）しています。

【問題点】

- まちづくり条例、市民参加条例ともに、その対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い状況です。
- 「市民活動推進センター」に対しての市の考え方が明確でないことから、市民活動推進センターの役割が曖昧であるとの指摘があります。
- 市民参加・協働についての理解の必要性について、市民、職員双方ともに高めていく必要がります。
- 協働については、協働を行うことが目的化してしまい、評価・見直しまでのしくみができていない状況です。
- 市民団体、地域、行政の役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

【課題と方向性】

●協働のしくみづくりを検討します。

環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的なしくみづくりに取り組みます。

●協働のモデルづくりを行います。

市民、地域、事業者と市の市民参加・協働の効果が非常に高い事業をモデル的に実践します。

●市民活動の支援機能を充実させます。

「市民活動推進センター」のコーディネート機能を強化し、個人、ボランティア団体や地域コミュニティ団体との相互の連携・協力体制を整えて、中間支援施設として役割を担っていきます。

●提案型協働事業を推進します。

協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、市民活動団体や事業者等からの事業提案をしてもらう提案型協働事業制度を創設します。

●協働の評価を行います。

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準に沿って評価し、見直すしくみを整備します。

第4章 プランの策定と白井市の目指す姿

白井市では、第4次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまちしろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

市民が強く望む安全で安心なまちづくりをつくるためには、市民の積極的な市民参加が必要です。また、事業の実施にあたっては、地域主体の市民参加・協働によるまちづくりにより実現することとしています。

1. 白井市が市民参加・協働で目指す姿

これまでの市民参加・協働の取り組みを大切にしながら、このプランでの現状と課題を踏まえ、更なる市民参加・協働を進めるため、「〇〇〇」を基本とした市民自治のまちを目指します。

市民が参加できるまち

更に市民が行政活動に参加できるように計画立案段階、実施段階、評価段階などへの市民参加の機会を拡充します。

また、市民、市民活動団体、事業者などが地域社会を良くするための地域活動に積極的に参加するまちづくりを目指します。

地域コミュニティ豊かなまち

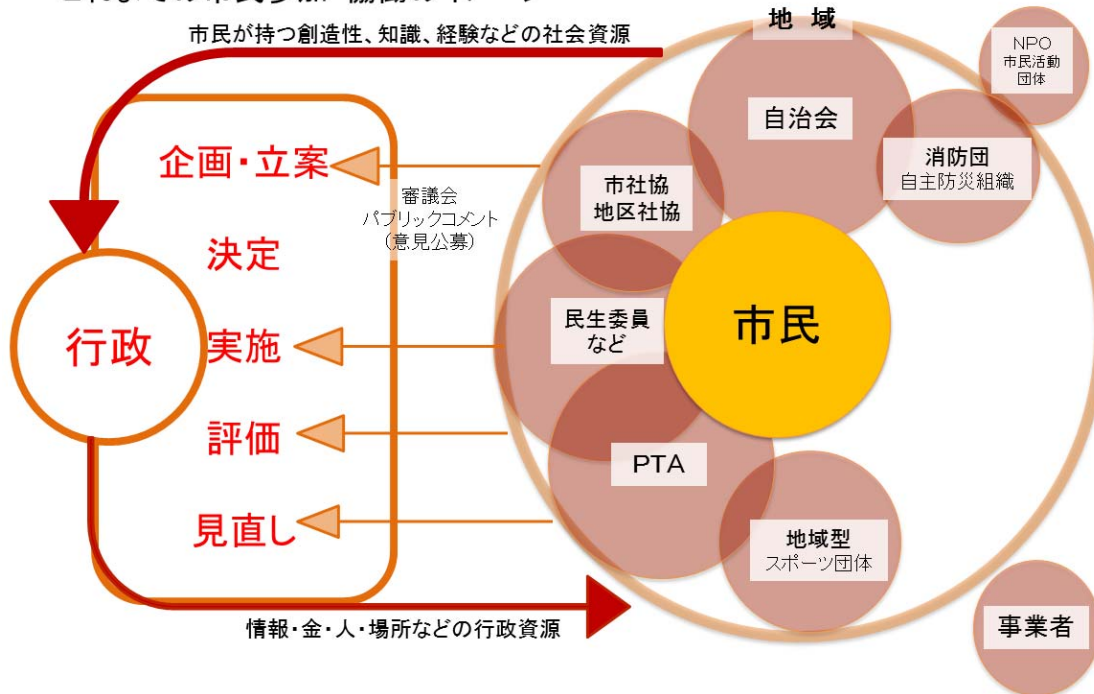
自治会や地区社会福祉協議会、自主防災組織、市民活動団体、事業者などが一体となって、地域で連携・協力しながら、地域コミュニティを豊かにしていきます。

市民協働のまち

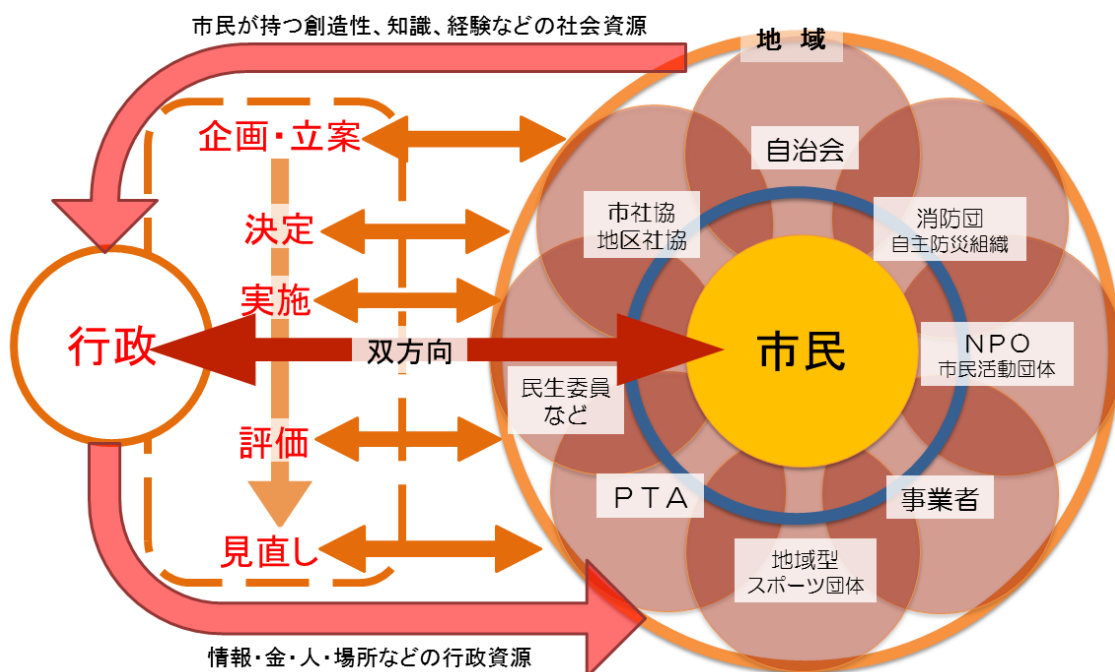
市民、市民活動団体、事業者、市が、情報と目的を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、信頼関係を築きながら、協働によるまちづくりを目指します。

市民と市が、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を推進していきます。

これまでの市民参加・協働のイメージ



これからの市民参加・協働のイメージ



2. 白井市が目指す市民参加・協働とは

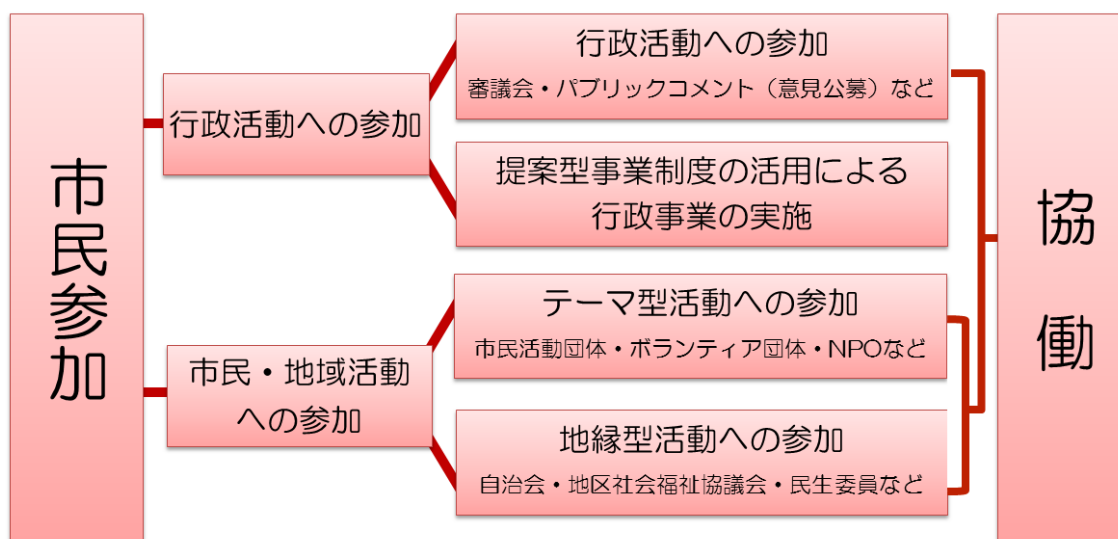
(1) 市民参加・協働の定義

白井市では、市民参加・協働について、白井市市民参加条例により以下のとおり定義しています。

<p>市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。</p>
<p>連携・協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。</p>

(白井市市民参加条例)

市民参加・協働のいずれについても、市民と市が、**お互いの意見や対話を通じて**、それぞれの役割を認め合い、お互いの良いところを活かしながら、共通の目的である課題解決（まちづくり）に向けて、協力する関係であるとしています。



(2) 協働の領域

市民の多様なニーズに対し効果的・効率的な公共サービスを提供するには、市民と行政の役割分担が必要です。

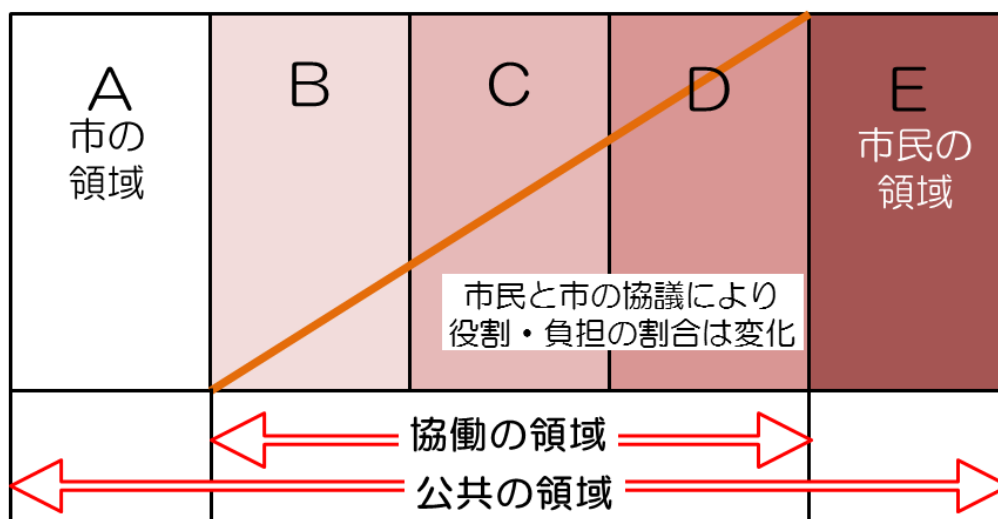
公共サービスには、市が単独で施策・事業などを実施しているAのような行政の領域、市民活動団体や事業者が、社会性・公共性を持つ活動を単独で実施しているEの領域のような市民の領域、B～Dの領域のように市民と行政がお互いの役割分担と負担を協議し、協働する領域があります。

協働には様々な段階があり、役割分担や負担の割合も多様ですので、市民と行政が、多くの協働の実践や検証を行いながら、それぞれの事業における適切な領域を導き出す必要があります。

市が、協働により目指すのは、市が実施する全ての公共サービスを市民参加・協働で実施することではありません。

どの様に事業を実施すれば、「より良い公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に提供することができるのか。」ということをおぼろげに、市民と行政が、意見や対話を通じて決定することが最も大切です。

また、協働の段階において、最適な協働の領域は異なりますので、相互の議論と対話により、適宜見直す必要があります。

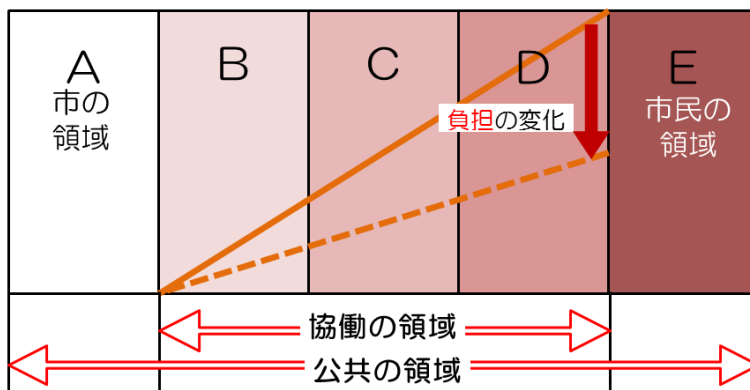


出典：山岡義典（日本NPOセンター代表理事）作成の図を事務局が加筆

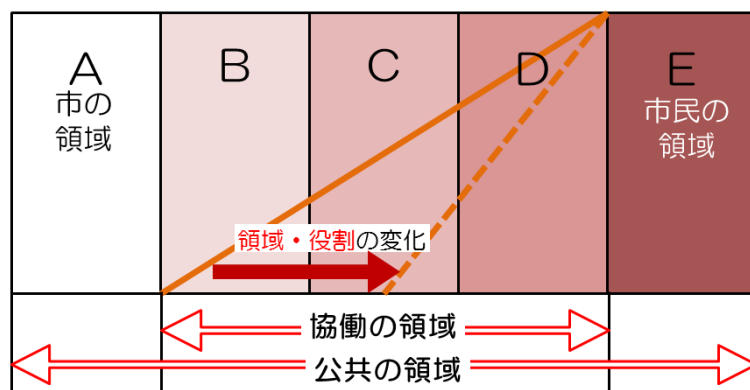
- A：白井市の責任と主体性により独自に事業を行う領域
- B：白井市が主体性を持って行い、市民等が参加・協力して事業を行う領域
- C：双方がお互いの特性を活かし、協力し合いながら事業を行う領域
- D：市民等の主体性をもとに白井市が協力して事業を行う領域
- E：市民等が自発的に責任を持って独自に事業を行う領域

白井市が目指す市民と行政の協働では、市民と行政の話し合いによって、市民と行政お互いが、協働のやり方・負担を決定します。
 協働のやり方・負担は、その都度、お互いに話し合って決定します。

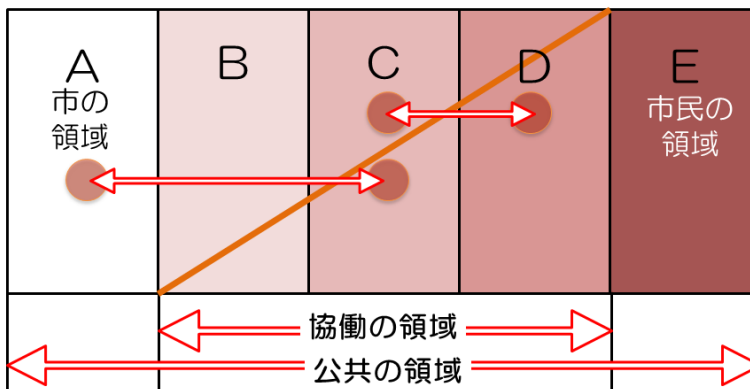
【負担の割合の変化】



【役割の変化】



【段階における負担・役割の変化】



※ 同一の事業でも、事業の進捗状況や環境に応じて変わります。

白井市の事例紹介

※事業追加予定

※行政単独で実施していたものが、補助金の交付により協働で実施するようになった。
(A→C)

※EM白井野菜の会による環境学習(関係課:教育委員会・市民活動支援課・環境課)
市民活動団体が自主事業として学校と協働で実施していたものに、市が補助金を支出することで、学校以外に市とも協働で実施するようになった事業。(E→D)



※行政の事務の一部を市民が担っていたが、実施を進めるにあたり、自ら企画し実施するようになった。(A→C→E)

※日本ブルキナファソ友好協会による白井第一小学校の総合学習における環境・国際事業
(現地のお米のネリカ米の畑作と大使との交流会)

【同一事業における負担の割合、役割の変化の事例】

教育委員会との協働→市民活動支援課の補助金→教育委員会の助成



(3) 市民参加・協働に適した分野や事業とは

白井市においては、まちづくり、健康、福祉、環境、防災分野などが、主な市民参加・協働において効果的である分野として考えられ、実践していましたが、それ以外の数多くの事業においても、市民参加・協働の視点で事業を実施した方が、効果的で、効率的なサービスを実現することができる事業があります。

市は、協働が可能な分野については、市民と行政がお互いの資源や環境をもとに意見交換を重ねて、徐々に拡大していくことを目指します。

※市民参加がどのように分野や事業に活きるのか、具体的な事業を例示

【市民参加・協働に適した事業と事業例】

	事業例
コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等の公共施設の管理運営など。
市民が相互に支え合う、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	地域の環境美化活動、高齢者支援事業など。
特定分野の専門性など、市民等の特性が十分に発揮され、市との異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、計画策定事業、調査研究事業など。
地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	地域防犯・防災事業、障害者福祉事業、子育て推進事業、コミュニティ施設等の管理・運営など。
状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート事業
今まで、市が取り組んだことのない先駆的な事業	

(4) 市民参加・協働の手法

白井市では、様々なまちづくりの主体と行政が行う協働の手法は、次に掲げるものを考えています。

市民参加・協働を行う場合、お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行うとともに、建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を築いていくことが各形態に共通して重要です。

どの協働の手法で実施するのが適切かを判断するためには、その事業の内容や趣旨を、お互いがよく確認しながら、どのような取り組みがより効果的で合理的なのかを総合的に判断し、最も効果が期待できる方法を選択することが必要です。

協働の写真
など

【協働の手法】

	内 容	市の該当事業	パートナー
事業委託 (協働型)	市が責任をもって担うべき事業を市民の特性を活かし、より効果的に実施するため市民活動団体などに委託します。	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地等の住民管理事業 フラワー街道花の維持管理事業など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体
事業補助	市民活動団体などが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民自治組織活動補助金 地区コミュニティ活動補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体
共 催	市民活動団体などと市が共に主催者となって事業を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 児童館事業など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体 事業者
後 援	市民が実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習事業など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体 事業者 市民個人
事業協力	市民と市がお互いの特性を活かし一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働 パソコン講座事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体 事業者 市民個人
アダプト プログラム 制度	市民活動団体などが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 白井友の会【自治会】 アダプト530【市民活動団体】 (株)ホームック【法人】 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体 事業者
政策提言	市民が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加推進会議 総合計画審議会 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体 事業者 市民個人
情報交換 ・ 情報提供	市民と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策事業 児童虐待防止ネットワーク会議 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 地区社協 市民活動団体 事業者 市民個人
実行委員会	市民と市が実行委員会や協議会を構成し連携して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとまつり 梨マラソン大会 スポーツフェスタなど 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会 市民活動団体 事業者 市民個人

【市民参加の手法】

	内 容	市の該当事業
審議会	市が、条例などにより、複数の市民で構成する機関。審議内容等について、審議・検討の中で、市民から様々な視点の意見を直接聴取します。	
パブリックコメント (意見公募)	市が、市民に情報を提供したうえで、市民の都合にあわせて、課題や問題についての指摘・意見を聴取します。	
アンケート	市が、アンケート調査により、多くの市民から意見の方向性を聴取します。市は、実施予定の公表と結果の公表を行います。	
意見交換会	市が、市民と行政の対等な立場で議論を行い、市民同士の自由な意見交換の中から多様な意見を導き出します。	
ワークショップ	市が、市民の自由闊達な発想により抽出された施策に関する課題・問題点の全体共有を意見として聴取します。	
住民投票	市が、実施する非常に重要施策の決定について市民の意思を表明する機会を設定するもので、市民の意思を直接確認します。	

3. 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割

(1) 市の役割

市は、市民参加・協働によるまちづくりに積極的に取り組むこととし、市の事業について広く情報を発信し、市民、市民活動団体、事業者の意見を聴き、行政への参加を促進します。

また、市民、市民活動団体、事業者の社会貢献活動を促進するため、市民が活動しやすい基盤・しくみを整備します。

職員の意識改革を図り、各課において市民参加・協働の事業が展開できるよう事業内容を見直すとともに、市民参加・協働のコーディネーターとして市民、市民活動団体、事業者の活動を支援していきます。

(2) 市職員の役割

市職員は、研修などを通じて、協働の手法・背景の理解に努めます。

また、事業を行うときは、市民参加・協働による事業の可能性を検討するとともに、実施段階において、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者と意見交換や対話を通じて、それぞれが協働して活動しやすいきっかけや環境を整備します。

(3) 市民の役割

市民一人ひとりが、まちづくりの主役であり、様々な協働の主体の原動力です。このプランでは、市民参加条例に基づき「市民」を市内に居住している人をはじめとして、市内で働く人や学んでいる人、公共的・公益的な活動をしている人、市の活動に利害関係を有する人全てを含めて「市民」としています。

市民は、地域社会へ関心を持ち、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、地域活動や市民活動に参加又は協力していくよう努めます。

こうした市民の主体的な参加や活動を通して、協働によるまちづくりを支えていきます。

(4) 地域コミュニティの役割

地域コミュニティとは、自治会や町会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、消防団、PTA、高齢者クラブなどの地縁型活動に基づき、自主的に参加した住民の総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的と

して構成された集団のことです。

住民の生活に密着した地域コミュニティは、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合うコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。

また、地域活動を活性化させるために、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。

(5) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO）の役割

NPOなどの市民活動団体は、自らの社会的使命の実現のために、その活動を充実させ、積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めるとともに、社会や地域に貢献したいと願う市民に自己実現の場や社会参加の機会を提供することにより、市民活動の推進・拡大を図る必要があります。

また、その活動を活性化・本格化させていくために、組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上など、自立して活動を継続していくための取り組みも必要となります。

さらに、地域課題や社会課題の解決の担い手として、その専門性等を生かして、地域コミュニティや行政等と協力・連携し、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

(6) 事業者の役割

事業者は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として、共に公共を担う「市民」としての役割があると考えられます。

事業者は、自らが社会貢献活動（CSR）を通じて積極的にまちづくりに参加することもありますし、従業員等に地域活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対して助成や寄付、物的な支援を行ったり、専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開することが考えられます。

地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、地域コミュニティ活動や市民活動への参加や側面的な支援を行うなどの社会貢献活動を通じて協力することによって、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

今後、事業者は、地域社会を支える公共の担い手としての役割が増してることが予想されます。

第5章 プランの構成とプランの展開

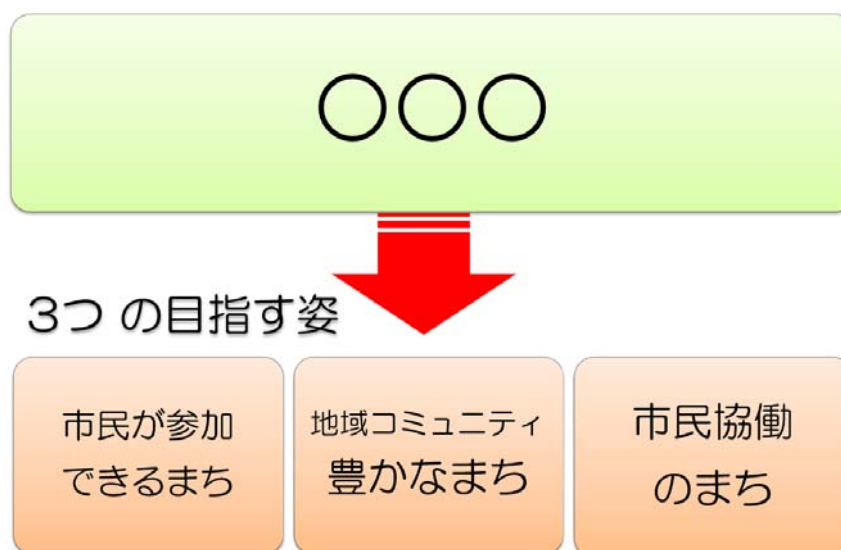
白井市では、第4次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまち しろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちないたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

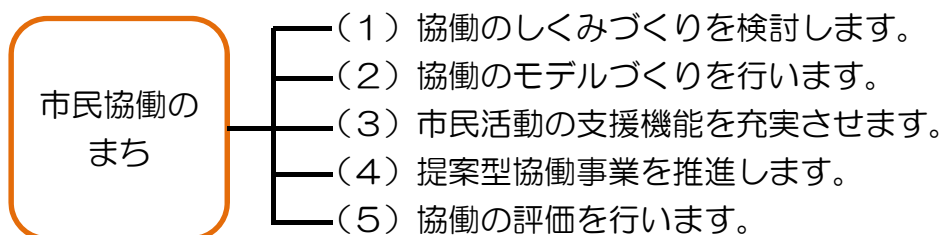
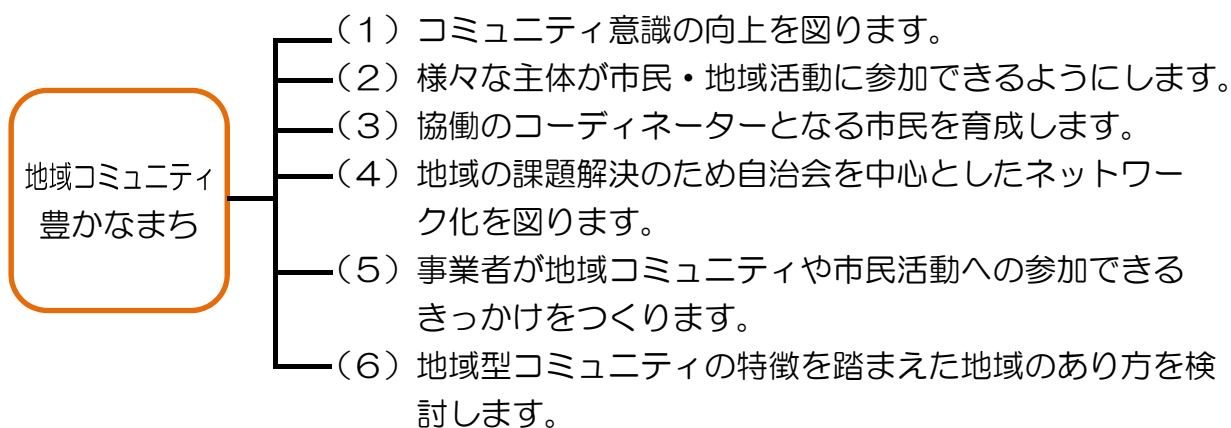
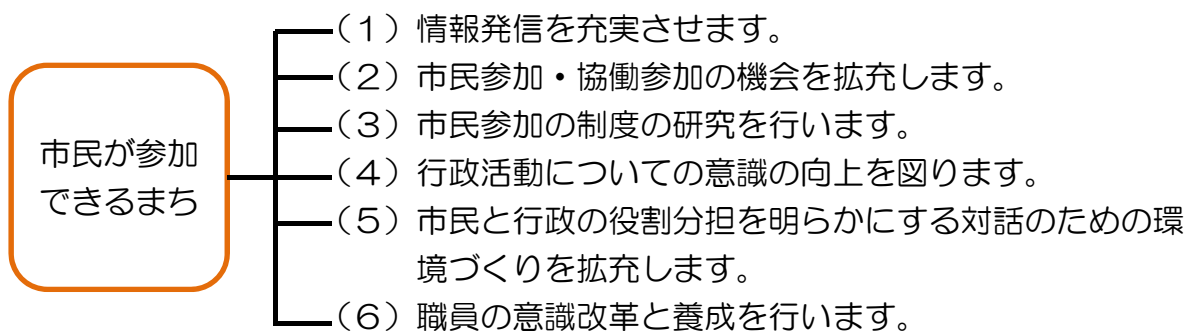
将来像を支える基本的な理念として、「市民が安心してやすらぐまち」「市民が健康で元気に活躍できるまち」「緑豊かで市民がうるおう美しいまち」と定め各事業を実施しています。

その各事業の実施にあたっては、地域主体の市民参加・協働によるまちづくりにより実現することとしています。

1. 施策体系と推進方針（仮）

白井市は、市民参加・協働により、「〇〇〇」を基本とした市民自治のまちを目指しますが、その目標を実現するため3つの市民参加・協働によるまちづくりを具体的に進めていくため、市は、市民、自治会、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体とともに、次の3つの目指すまちづくりと推進施策に沿った取り組みについて、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を推進していきます。





資料2

白井市のまちづくり計画における市民参加・協働の位置付け

次の市が策定している各種計画に市民参加・協働は、位置づけされています。

分野	計画名	概要
まちづくり	白井市第4次総合計画後期基本計画	<p>【将来像】 市民と築く安心で健康なまち しろい ～つなげよう！ 人と笑顔 地域の輪</p> <p>【理 念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民が安心してやすらぐまち ■市民が健康で元気に活躍できるまち ■みどり豊かで市民がうるおう美しいまち <p>【期 間】平成23年～平成27年</p> <p>将来像実現のため、参加・協働を推進の柱に</p>
まちづくり	白井市都市マスタープラン	<p>【理 念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■豊かな水と緑と共生し、田園景観に囲まれた、ゆとりのある都市空間の形成 ■地球環境を配慮しつつ、市民が健康で、快適に生活できるバリアフリーな居住環境の整備 ■優れた立地特性を活かし、活力のあるまちを目指したネットワークの構築 ■市民と行政の協働による、誇りをもてるまちづくり <p>【期 間】平成14年～平成32年</p> <p>将来像に向けたまちづくりを市民と行政とが協働して進め、市を育て・・・</p>
男女共同	白井市男女平等推進行動計画	<p>【理 念】 人権と多様な個性が尊重される生き生きとした男女平等社会の実現 ～次世代につなぐ 豊かな社会～</p> <p>【期 間】平成23年～平成27年</p>

子 ども	しろい子ども プラン	<p>【目 標】 子どもが笑顔で暮らせるまち</p> <p>【期 間】 平成22年～平成26年</p> <p>計画を進めるため、行政だけではなく市民、地域、関係者全体で子どもを育てることが大切</p>
健康づくり	しろい健康プラン	<p>【理 念】 自分らしく元気にみんなで力を合わせる健康づくり</p> <p>【期 間】 平成22年～平成27年</p> <p>市民、地域、行政、関係機関等の力を合わせ、みんな健康づくりに取り組む</p>
障がい者	白井市 障がい福祉プラン	<p>【理 念】 障がいのある人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり</p> <p>【期 間】 平成18年～平成27年</p> <p>行政はもとより、障がい者の方々や関係団体等との連携により、地域で支えあうことのできる社会</p>
福 祉	白井市 地域福祉計画	<p>【理 念】</p> <p>【期 間】 平成24年～平成28年</p> <p>※現在策定作業中</p>
環境保全	白井市 環境基本計画	<p>【理 念】 自らの手で守ろう ふるさと白井の自然と環境</p> <p>※現在策定見直し作業中(23年度までに)</p>
防 災	白井市 地域防災計画	<p>防災に関するあらゆる機関、各種団体、市民の役割分担を明らかにした計画</p> <p>※現在策定見直し作業中(25年度までに)</p>